

院内感染対策指針

2024年7月1日

（院内感染対策に関する基本的な考え方）

第1条

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

（院内感染対策委員会の設置）

第2条

- (1) 院長を委員長とし、各職種代表・責任者を委員として組織する院内感染対策委員会（以下、対策委員会）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。緊急時は、臨時会議を開催する。
- (2) 対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - ① 院内感染対策指針及びマニュアルの立案・作成・見直し
 - ② 院内感染対策に関する調査、研究、資料の収集と職員への周知
 - ③ 院内感染防止のための職員研修・教育指導
 - ④ 感染症発生時の患者処置、原因究明、改善策立案・実施及びに全職員への周知徹底
 - ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
 - ⑥ 清潔状態の保持、ワクチンの接種等その他院内感染対策に関すること
- (3) 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- (4) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- (5) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、法令に基づき速やかに保健所長を通じて都道府県知事へ届出る。
 - ① 一類感染症の患者、二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
 - ② 四類感染症のうち、後天性免疫不全症候群、梅毒、マラリアその他厚生省令で定めるものの患者（後天性免疫不全症候群、梅毒その他厚生省令で定める感染症の無症状病原体保有者を含む。）

（感染制御チーム（ICT）の設置）

第3条

- (1) 感染制御チーム（以下、ICT）は医師・看護師・薬剤師・その他の職員等で構成され、院内感染等の発生予防及び対策等に関して、迅速かつ機動的に活動する実働部隊である。ICTは1週間に1回院内ラウンドを行い、それぞれの職種の専門性を生かし、協力しながら院内感染を未然に防ぐことを目的に活動を行う。
- (2) ICTの主な業務
 - ① 院内感染対策マニュアルの作成
 - ② 標準予防策・感染経路別予防策の徹底とコンサルテーション
 - ③ 院内感染症の発生状況の把握と分析、評価と効果的な感染対策の立案
 - ④ 感染制御に係る教育・研修事業の企画及び運営
 - ⑤ 予防接種の推進と実施
 - ⑥ アウトブレイクや針刺し事故時の対策
 - ⑦ 定期的な巡回の実施とその記録

（職員研修）

第4条

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

（院内感染発生時の対応）

第5条

- (1) MRSA等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を週1回程度作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、院内感染委員会で再確認等して活用する。
- (2) 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

（院内感染対策マニュアル）

第6条

別紙「院内感染対策基本マニュアル」に沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

（患者への情報提供と説明）

第7条

- (1) 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

